

第47回 和歌山県人権施策推進審議会	
日 時	令和4年8月31日（水）13:30～15:00
場 所	和歌山市 アバローム紀の国
議 題	①会長の選出について ②会長代理の指名について ③専門委員会委員の選出について
報 告	①「和歌山県人権施策基本方針」について ②人権施策について
そ の 他	意見交換など
出席委員	上岡委員、上野委員、岡田委員、島委員、竜田委員、 新野委員、平木委員、山岡委員、山添委員
配付資料	①【資料1】令和3年度「人権施策の実施状況」 ②【資料2】人権施策について ③【資料3】和歌山県人権施策推進審議会関係法令 ・冊子 和歌山県人権施策基本方針（第三次改定版） 和歌山県人権施策基本方針（第三次改定版）（概要版） 和歌山県人権に関する県民意識調査 調査結果報告書 和歌山県人権に関する事業所アンケート調査 調査結果報告書 人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査結果の概要
内 容	
	1 開 会 和歌山県企画部人権局長 挨拶

	<p>2 議 事</p> <p>議題(1) 会長の選出について 和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により「平木委員」を会長に選出した。</p> <p>議題(2) 会長代理の指名について 和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第3項に基づき、会長が「山添委員」を会長代理に指名した。</p> <p>議題(3) 専門委員会委員の選出について 和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第2条第2項第3号に基づき、専門委員会委員に「平木委員」「山添委員」「上岡委員」「岡田委員」「島委員」の計5名を選出した。</p>
	<p>3 報 告</p> <p>報告(1) 「和歌山県人権施策基本方針」について 事務局より和歌山県人権施策基本方針(第三次改定版)(概要版)及び【資料1】令和3年度「人権施策の実施状況」に基づき説明した。</p> <p>委員から特に発言なし</p>
	<p>報告(2) 人権施策について 事務局より【資料2】人権施策についてに基づき説明した。</p> <p>委員からの意見等については、以下のとおり</p>
委員	【資料2】の2ページにおいて、部落差別に関する相談件数について、令和4年度は25件となっており、とても多いと思う。何か理由があるのか。
事務局	同じ方から何度も相談をいただき、1回につき1件で計上したためである。
委員	先日、ウトロ地区の放火の裁判についての報道があったが、和歌山では、在日の方などへの差別や、あるいはヘイトの問題などそういった相談や通報は特にないのか。
事務局	和歌山県においては東京とか、大阪、京都であるような集団で行ういわゆるヘイトスピーチは起こっていないが、令和2年度に学校内で生徒が外国人の方を揶揄する差別発言を行ったということがあり、学校の方で、その生徒に指導を行った。

<p>委員</p>	<p>人権施策基本方針では、18の領域に分けて様々な施策を行っていくと書かれているが、どの領域で人権侵害事項があったのか、そのあたりをまとめたものはあるのか。例えば、アウトリーチ的に調べているところはどよう読むのかという問題があるし、窓口寄せられた相談の中からこういう問題があったというのを領域に反映させているのか。18の問題領域がどこから出てきたのかがよく分からない。何らかの実態に即してこの18の重点的な問題領域があるというふうに出てきたのか、それとも他の自治体を見ておおよそこのようなものだろうと挙げられたのか。問題領域がどこから出てきて、どよういう人権侵害の実態があるのかというのが、ほとんど見えてこない。</p> <p>県民意識調査に基づいて施策をやると言っているが、一方的な県民意識調査からは、具体的な実態は見えてこない。簡単に言えば、意識調査で見えることと実態というのは、かなり乖離している。どの自治体もそうであり、私は大阪市でも関わったことがあるが、いわば実態を把握するアンテナみたいなものである相談窓口において、相談事例の蓄積はやられていない。そういったあたりが私はずっと気になっていて、長いこと釜ヶ崎で野宿者の調査をしていたが、現場では、例えば一冬の間路上で餓死する人が何人だとか、ホテルで孤独死する人が何人だとか、私たちも現場で見ているのだが、そういったことは、どこにも挙げられていない。一応建前ではホームレス問題も、重要な人権課題の一つとして挙がっているのに、そういった実態はどこにも出てこない。子供食堂を運営している人など現場の人たちは、そのあたりの実態はそれぞれ御存知だと思う。</p> <p>ところが、一般的な報告書や方針になると、一向に実態が見えてこない。和歌山県では相談のケースを蓄積・分析し、これが大きな問題領域だということが明らかになっているのであれば、教えてほしい。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、人権施策基本方針の18の項目の立て方であるが、基本的には、国の計画をベースにして、和歌山での課題を新たに加えたり、また、その時代にに応じて、必要な項目、例えば前回であれば働く人の人権などを加えたりして、その都度見直しているところである。</p> <p>次に、それぞれの人権課題の把握であるが、人権施策基本方針は根本的なものであるもので、委員より御指摘のあった具体的な数値というのは出てこない。ただ、各人権課題に取り組んでいる担当課においては、例えば高齢者であれば虐待、女性であればDV、子供であればいじめについて、把握している。それに基づいて、課題はどういったことがあるのかということ踏まえたうえで、行政として、どう取り組むかというところを、この基本方針のなかで書き込んでいる。</p> <p>また、御指摘のあった、ホームレスに対しどこまで関わっているかということであるが、年に1回、ホームレスの調査ということで、目視で何人いらっしゃるかということ調査しており、令和元年度では、10人いらっしゃったということである（事務局注：令和3年度は11人）。施策については、</p>

	<p>自立支援ということで、ホームレスになるおそれがあるケースについて、そうならないように就労支援ということもやっているが、ホームレスの方の生活状況の把握はできていないと思われる。</p>
委員	<p>ある自治体で餓死者が出たのを見て、なぜ今のような社会の中で餓死する人が出るのかとショックを受けたことがあった。調べたところ生活保護の申請に行って、もうちょっと頑張ると言われて、それっきりになって餓死をしたということであった。餓死は人権侵害の最たるものだと思うが、そういったあたりを、なぜ、行政がきちんと、捉えられていないのだろう。これは人権政策だけでなく、生活保護行政の問題だとかケースワーカーの問題だとか、もしくは、介護の問題だとか、色々なことが、相対的に関わっていると思う。</p> <p>私はずっと大阪で研究してきたが、大阪の場合と和歌山の場合は違うと思う。大阪の場合であれば、都市の割と貧しい地域の、独居老人の問題など、高齢者問題が大部分を占める。それに対して和歌山では別の問題があるのだろうが、とにかく、高齢者の問題にしる、シングルマザーの問題にしる、問題が具体的にどこにどういう形であるのか、そこからどういう訴えがなされてきたのかといったことに、日常的にモニタリングするような仕組みがないと、人権問題というのはなかなか捉えられない。アンケート調査で捉えられる部分は、ごく表層である。いつも会議に出る度に何か違うという感じがしている。</p>
委員	<p>今の委員の発言は、重要な御指摘だと思う。様々な人権課題について、それぞれの担当課とその都度連携しながら、当事者の声を拾い上げて、人権の施策に反映できればよいと思われる。</p>
	<p>4 その他</p> <p>委員からの意見等については、以下のとおり</p>
委員	<p>私は海草地域で長い間、障害者の支援を行ってきた。海南・海草障害者地域自立支援協議会の中に精神保健福祉部会というのがあり、一時期所属していたが、当時の部会の課題というものは、精神医療というものは思春期で発病し、家族も本人もすごく混乱するという。一昔前は措置入院で長く入院生活をする例もあったが、今はそういった事例は非常に少なくなっている。しかしながら、心の病というものは、誰がいつ起こるか分からない。一番良いのは、学校教育の中で心の病についての基礎知識を身に付けておくことであるということで、5年ほど前に、「こころの病気を正しく知ろう！」という啓発パンフレットを作り、今回が第2回目の改訂になる。海南・海草の精神保健福祉部会では、地域の学校へ働きかけをして、病気についての知識を身に付けてもらおうとしているが、学校教育にはカリキュラムがあって、年間教育の中でこれを組み込んでいくというのは難しい面がある。とりあえず先生方に知ってもらおうというところから取り組んでいるが、子供たちへの直</p>

	<p>接的な教育というのはまだ数件しかないという状況である。私が関わっている障害者の中でも、特に心の病の方たちについては、本人も含めて家族も隠しているという状況がある。そういった中で、少しでも、社会全体でこういう人たちを支えていけるようになればいいなということで、今日は紹介させていただいた。</p>
委員	<p>社会の中で理解が進んでいくことで、そういった方の人権が保障されていくことになると思う。</p>
委員	<p>私は弁護士であるが、和歌山で弁護士をしていると、どんな分野でも関わることにはなるのだが、割と犯罪被害者支援をよくしている方かと思う。今日の配付資料の中でも紹介いただいたが、和歌山県では県条例で、弁護士の相談費用を援助したり、性暴力に遭った被害者の方に公費で様々な検査費用を負担するという制度も設けられている。こういった制度をもっとたくさん利用していただき、弁護士の力をどんどん頼っていただきたいと思っているが、まだ広まりきっておらず、件数もそれほどたくさんあるわけではない。かといって犯罪の件数は減っているわけではなく、表沙汰になっていない犯罪もたくさんあると思っているので、ここにいらっしゃる皆様のなかで、そういった件が身近にあった場合は是非、弁護士会に相談いただきたい。</p>
委員	<p>昨年まで臨床心理士会と公認心理師協会の県の会長をしていたが、この審議会に参加して、心の支援が必要なところは幾つか思い当たっている。今は大学で、最終的にはやはり命というものとの関係を考えながら、教えている。先ほど委員からも御指摘があったが、ミクロ的に一つ一つの事例を通して物事を見るということと、それからどうしても数量的に把握しなければならないということと、この二つのことが絶えず、相対立して乖離している。私は臨床的に物事を見ていくタイプで、今であれば、少し性被害が多くなってきており、それも南の方で多くなってきていることがすごく気になっている。それが和歌山県の特徴と関係があるのではないだろうかとか、また、シングル家庭が多くなっているが、それが良いとか悪いとかではなくて、どういう影響を受けているのだろうかということ、数量的な部分と臨床的・質的な部分で見ていく必要がある。この審議会においてどういう立場で私たちが機能できるのかというのを探してみたいと思っている。</p> <p>特に考えているのは、世代間で継承されている状況というのがあり、少子化、人口減のなかで、何が今地域で起きているのだろうかということ、那智勝浦の災害が起こってから11年間ずっと1～2か月に1回支援と研究に行っている中で、つくづく感じる。委員のお話の中であった、地域とか特性という、地域文化とか、家族文化というのを踏まえて、施策を考えていくということが必要ということ、今日、勉強させていただいたように思う。</p>
委員	<p>私の専門分野は労働問題研究ということで、働くという現場において色々な問題が起きているということ、大学院の時からずっと研究している。ただ労働というのは一方で生活と裏表の関係にあるので、専門分野を聞かれた時</p>

	<p>は、社会政策と答えている。社会政策は労働と社会保障とで成り立っている ので、労働と生活の両方を自分の守備範囲としている。</p> <p>また、私の紹介としてお伝えしておかないといけなのが、私はセクシュアルマイノリティの当事者なので、近年は大学の方でも、SOGI の問題に取り組んでおり、年に1回程度研修をしたり、学生から相談を受けたりしているが、なかなか声をあげにくい問題ではある。</p> <p>私自身の出身が東京で、17年前に和歌山に赴任して以来、和歌山で暮らしているが、先ほどの委員の話にも繋がるが、やはり大都市における人権の問題と地方における問題というのが、こんなに違うものなのだと感じる。例えば労働の問題一つとっても、労使関係のあり方は大都市の産業の労使関係と、地方における労使関係とでは全く異なる。そのため、和歌山県における社会政策の問題をきちんと捉えて対応していくというのは、自分の育ってきた文化と全く異なるので、非常に難しいことだと思っている。こういう場に席を与えていただいたことは私自身の学びにもなるので、皆様から是非学ばせていただければと思っている。</p>
委員	<p>やはりずっと気になっているのは、意識調査。意識調査というのはずっと行われてきているのだが、実態と対応させないと意識調査の結果が持つ意味はなかなか分からない。しかし実態調査は非常に実施が困難になっている。例えば、私は部落問題にも少し関わっているが、かつてはしばしば地区ごとに部落の生活実態調査が行われてきたが、2000年代に入ってからほとんど行われていない。おそらく、大阪市でも、2000年の調査が最後かと思う。だからもう20年ほど実態が分からない。実態が分からないなかで、意識を聞く。色々と意識調査から分かってくることもあるのだが、そういった意識状況の背後にどういった実態があるのか。そういった意識状況を生み出す背景にある生活の実態、労働の現実、高齢化の現実、そういったことを反映した人々の意識や意見はあると思う。だから意識調査は今でも比較的行われている。なぜかという、やりやすいし聞きやすいからだ。</p> <p>私は国勢調査の、マイクロデータの分析をずっと行っているが、実は、10年に1回行われる大規模調査では、例えば、5年前の居住地はどこでしたかとか、学歴だとか、結構詳しいことを聞くが、そういうことに関しては実はノーアンサー、回答拒否の比率が非常に高い。大阪あたりだと、学歴を聞いたものでは20%ぐらいである。ところが国勢調査はノーアンサーの数は出さない。周辺度数から計算すればすぐ分かるのだが、誰もそういった面倒なことはしない。実際は、非常にノーアンサーが多くて、それがどのくらい実態把握にゆがみをもたらしているのかという問題があるのだが、いずれにしても、今唯一あるのは、国勢調査。あとはサンプリング調査で作る就業構造基本調査だとか、大規模な国が行う調査があるだけである。そういった中で、意識調査が各自治体や地域で行われているが、人々の意識の状況と実態をどうやって結び合わせるかというのが私はずっと気になっている。私は仕</p>

	<p>事柄、意識調査の報告書をよく見るが、どこも大体似たり寄ったりである。でも本当は和歌山と大阪では生活の背景にある実態というのはものすごく違うはずである。そういったことをどうするのか、というのはずっと気になっている。</p>
委員	<p>38年間県の保健師をしており、保健所と本庁を行ったり来たりしているなかで、病気を抱える患者さん、難病の方、それから精神障害者の方、高齢者の方の個別の支援を通して、色々と人権を尊重した個別支援をできたのかなということを自問自答しながら、先ほどから聞かせていただいていた。今は大学で保健師課程の教員をしているので、皆さんの意見等をまた勉強させていただいて、学生指導にあたりたいと思っている。</p>
委員	<p>私はソーシャルワーカーであるが、高齢者分野で仕事をしており、何人かの委員がおっしゃっていたが、1人の方のケースで1人だけを見るということではなくて、本当にその方が抱える問題というところに焦点を当てていくと、ご家族であったり、近隣であったり、地域で、もちろんその土地の考え方であったり、色々なことがあって、そこからその人の暮らしを守るとか、命を守るということになると、非常に難しく、どのように支援をしていったらよいのかと日々悩んでいる。</p> <p>また、支援する側も、日本だけでなく世界も同様であろうが、職員数が不足しており、私の職場でも外国人の方に働きに来ていただいている。そうすると、今度は文化が違う、言葉が違う、色々な違いがあって、その人たちに同じように支援をしていただくとなると、今度はその方たちの文化や生活も知らないといけない。そのようなことに日々悩んでいるところである。誰にでも命があって人権があるということに戻って、いつもそこから思いながら、私も毎日進んでいるのだが、皆様とまた勉強させていただきながら、私も何かお役に立てればと思っている。</p>
委員	<p>今年度4月から弁護士会の会長を1年間だけ務めることになっており、弁護士会の活動全般を見る立場にはあるので、そういった中で知ったことに基づいて、弁護士会で意見など出てきたら申し上げさせていただき、またここで勉強させていただいたことを弁護士会の活動に反映させていければと思っている。</p>
委員	<p>私は20歳を過ぎたころから、人権や障害者問題について考える機会があって、私自身の生き方をちょっと見つめないといけないということで、遅ればせながら勉強をして、30歳で学校の教員になった。そのきっかけを与えてくれたのは、障害を持った方たちなので、ずっと障害者施設の支援をしていたが、少し早く学校を退職して、知的障害の方たちの施設の職員になった。その後、同じ法人内で精神の障害のある方たちの施設長も務めた。だから私の長い歴史でいえば、そういった障害を持った方たちとの関わりが非常に大きい。</p> <p>現在の職場は、B型作業所という、一般就労できない障害者の方々が働く</p>

	<p>施設だが、その方々の月額の収入の平均は、1万7千円から8千円ぐらいである。これと障害基礎年金で彼らが本当に生活していけるのか、ということがある。そういった中で、県からも委託事業を受けて、働いている方たちの工賃向上を目指して、色々な取り組みをしているところである。</p>
--	--